

○養老町有害獣防護施設設置事業補助金交付要綱

平成15年3月31日

訓令甲第12号

(趣旨)

第1条 町は、有害獣による農作物の被害を防止するため、養老郡猟友会及び耕作者が行う有害獣防護施設設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「有害獣」とは、イノシシ、シカ、ヌートリアその他耕作地に侵入し、農作物に被害を与える有害な獣類をいう。

2 この要綱において「有害獣防護施設」とは、電気柵、網ネット柵、金網柵、有刺鉄線柵、トタン柵、箱檻、くくりわな、とらばさみ、アニマル・トラップ、電気止め刺し機、シート類等有害獣の耕作地への侵入を防ぐ器具類をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、耕作者が町内に所有する耕作地に設置する防護施設の購入に要する経費とする。

2 防護施設の修理又は取替えについても補助金の交付の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1施設20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、有害獣防護施設設置事業補助金交付

申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、有害獣防護施設設置事業補助金実績報告書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成17年3月30日告示第44号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第31号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令甲第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月7日告示第143号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日訓令甲第48号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令甲第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日訓令甲第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令甲第9号）

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

養老町長 様

住所  
氏名 印  
(署名又は記名押印)

有害獣防護施設設置事業補助金交付申請書

養老町有害獣防護施設設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の申請及び実績報告に伴い申請者に係る住民基本台帳及び町税の納税状況について、担当課において関係資料を調査することについて同意します。

記

有害獣防護施設設置場所	養老町
申請額 (C) (1,000円未満切り捨て、20万円限度)	円
補助事業に要する経費 (A) (見積書の金額)	円
(A) × 1/2 の額 (B)	円

※ 添付書類

- (1) 設置場所を示す写真及び位置図
- (2) 見積書

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

養老町長 様

住 所  
氏 名

有害獣防護施設設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け養老町指令第 号で交付決定のありました標記補助金に係る補助事業は、年 月 日をもって完了しましたので、養老町有害獣防護施設設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

有害獣防護施設設置場所	養老町
事業費	円
町補助金	円
自己負担額	円

※ 添付書類

- (1) 設置を示す写真
- (2) 領収書の写し

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)